平成２９年（フ）第９８号
滋賀県草津市追分南３丁目６番18号
債務者　岡部　俊之
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
滋賀県草津市追分南３丁目６番18号
債務者　岡部　純子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
広島市南区宇品海岸３丁目８番46―202号
債務者　宮井　健雄
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
福島市黒岩字弥生16番地の５
債務者　佐藤　謙二
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
福島市黒岩字弥生16番地の５
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第６５５号
横浜市西区北幸２丁目12番14―204号
債務者　大久保　貴
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國澤　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３号
滋賀県草津市御倉町610番地６、前住所京都府宇治市寺山台３丁目８番地の５
債務者　奥野　隆司
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　大俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２７号
大阪市東住吉区矢田３丁目３番16―305号
債務者　大島　秀樹
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁張　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市山城町６―13　クレージュ山城２―Ａ号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市青谷町蔵内153番地１
債務者　瀧　　満
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目１番地の12（パストラル102号室）、旧住所埼玉県川口市元郷１丁目１番21―818号
債務者　駒澤　俊之
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番18号　グリーンベルⅡＡ棟201号
債務者　岩城伊津子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３２８号
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番11号　グレス403号
債務者　川西通信こと　川西　幸裕
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　修平
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０号
岩手県一関市青葉２丁目７番８号　１号
債務者　岩井　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１１号
岩手県一関市五十人町39番地
債務者　佐藤　香子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１９８号
北九州市小倉南区城野２丁目２番１―302号
債務者　有馬　京子（旧姓桂口）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９６号
函館市湯川町２丁目33番18号　啓明ホーム
債務者　松井　栄作
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田386番地　緑ヶ丘町営住宅５―103号
債務者　宮崎　文代
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県所沢市小手指南６丁目14番地の11　ジュネス高峰303
債務者　鈴木　春男
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部